最終更新日：2017年6月28日
株式会社エクストリーム
代表取締役社長CEO　佐藤 昌平
問合せ先：管理本部　03-6673-8535
証券コード：6033
http://www.e-xtreme.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業活動を支えるあらゆるステークホルダーの利益を重要視しており、長期的、継続的また効率的な株主価値の最大化を実現する上でも、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。企業の社会的責任については、株主のみならず、多くのステークホルダー、また直接的な利害関係者でない社会全般に対してもコーポレート・ガバナンスを基盤として会社全体で使命を共有し、事業の根幹たる「お客様を幸せにする」においてたゆまぬ付加価値創造に注力すべく、従業員に対し基本的な心構え・指針となるよう「社内規程」の整備・徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております 。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
佐藤昌平	1,249,400	49.52
長岡裕二	92,000	3.64
由佐秀一郎	68,400	2.71
日本証券金融株式会社	57,100	2.26
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	24,000	0.95
小野寺康成	23,800	0.94
松井証券株式会社	19,800	0.78
池田薫	16,000	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	15,300	0.60
投資事業組合オリックス10号	13,200	0.52

支配株主 (親会社を除く) の有無	佐藤昌平
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は平成29年3月31日現在の状況であります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針としており、当社の不利益とならないよう法令、規程を遵守し、適切に対応して参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口十思雄	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口十思雄	○	該当なし	公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門との密接な連携を図るために三様監査連絡会を四半期毎に開催し、各監査計画及び監査実施状況について共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川口弥代	弁護士													
楠元克成	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口弥代	○	―――	弁護士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任いたしました。
楠元克成	○	楠元克成氏は当社との間で監査契約を締結しているあずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）の出身ですが、既に同法人を退職しており、在籍時も当社の会計監査に関与しておりません。	公認会計士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

該当なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるためことを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるためことを目的に導入しております。また、従業員へのストックオプションの付与に当たっては、一定の勤続期間を経た従業員を対象にするとともに、業績貢献度及び将来の業績貢献への期待度を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長CEOが各取締役の職務実績に応じて決定しております。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内の範囲において、監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】 更新

社外監査役2名に対するサポート体制としては、常勤監査役を通じて取締役会報告事項及び決議事項の事前説明を行い、取締役会での意見交換及び円滑な決議が行えるよう体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〇取締役会
取締役会は5名の取締役で構成されており、監査役出席の下、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では原則として定時取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、必要に応じて、適宜臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。
〇監査役会
監査役は3名 (うち社外監査役2名) であり取締役会に出席しております。監査役会は、毎月1回の定例監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法定、定款及び当社監査役会規則に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。
また、常勤監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査しております。
〇経営会議
当社の経営会議は、取締役、常勤監査役、執行役員、事業本部長、事業部長、経営企画室長で構成されております。経営会議は原則として週1回開催し、リスクの認識及び対策についての検討、業務に関する協議を行っており、これらは必要に応じて取締役会に報告される体制となっております。
〇会計監査
有限責任あずさ監査法人が会計監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係がありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社です。当該体制により、十分な経営監視機能が果たされていると考えております。取締役5名のうち1名が社外取締役、また、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。
社外役員は互いに連携し、客観的かつ中立的な立場から経営監視を実施しており、経営監視の体制を確保できているものと考えております。

また、監査役は常勤監査役を中心として、取締役会及び経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、必要な意見を述べるとともに内部監査人と連携して実質的な監査を実施し、独立した立場から、取締役の業務執行を監査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使における議案検討時間が確保できるよう、決算業務の早期化を図るとともに早期 発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくことが可能となる開催日の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能になるよう検討しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	明文化し、当社ホームページIRサイト内に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度、個人投資家向けに会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び中間決算発表後に、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題であります	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページIRサイト内に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部にて担当しております。IR担当役員は、取締役管理本部長であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	該当なし
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	該当なし
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時且つ適切な情報提供を行うことがステークホルダーに対する重要な情報提供方針であると 考えております。情報提供については、当社ホームページIRサイト及び会社説明会の開催を通 じて行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範および社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
(2) 全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
(3) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報制度運用規程」を制定しております。
(4) コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長CEOが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ管理規程」「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存および管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
(2) リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。
(3) 当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎営業日マネージャー職位以上の社員および役員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
(2) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。
(3) 各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 当社は、監査役による監査の実効性を高め、かつ監査が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置くことができます。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
(2) これら使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社はその要請に応じることとしております。
(3) これら使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の承認を得たうえで決定しております。

6.子会社における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を週1回定期的に開催しております。
(2) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を「子会社管理規程」により定めております。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行っております。
(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受けております。また、これらのリスクマネジメント体制構築の具体的な取り組みとして、危機発生時の親会社への連絡体制の整備、不祥事等防止のための社員教育や研修等の実施、情報セキュリティおよび個人情報保護に関する規程制定および運用、親会社の内部監査部門による監査を実施しております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセスおよび業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
(2) 監査役には稟議書その他重要書類が閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
(3) 取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
(4) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役およびその使用人に対し直接求めることができます。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長CEOと協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者に対し調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査室に対しても、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
(2) 監査役は、内部監査室および会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

9. 反社会的勢力の排除に向けた体制
(1) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
(2) そのため、管理本部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や弁護士と緊密に連絡を取り、組織的に対処できる体制を構築しております。

平成25年6月25日制定
平成28年9月13日改定

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の取引及び接触を持たないよう社内規程を整備し運用しております。
また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、事案発生時の具体的な対応等について管理部門が中心となって取り組んでおります。
新規顧客との取引開始時においては、「新規取引開始プロセス業務フロー」に基づき、インターネットによる独自調査に加え、日経テレコンを利用した新聞、雑誌記事検索を行い、取引開始前に十分な事前調査を行っております。
また、当社では取締役管理本部長を不当要求防止責任者として選任し、所轄警察署へ届出を行うとともに、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが開催する不当要求防止責任者講習に参加し、代表取締役社長CEOをはじめとする役員、管理職へ講習内容をフィードバックし、常時意識の徹底及び情報収集に努めております。
また、万一に備えて、所轄警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士によるシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しており、今後は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加盟を検討しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

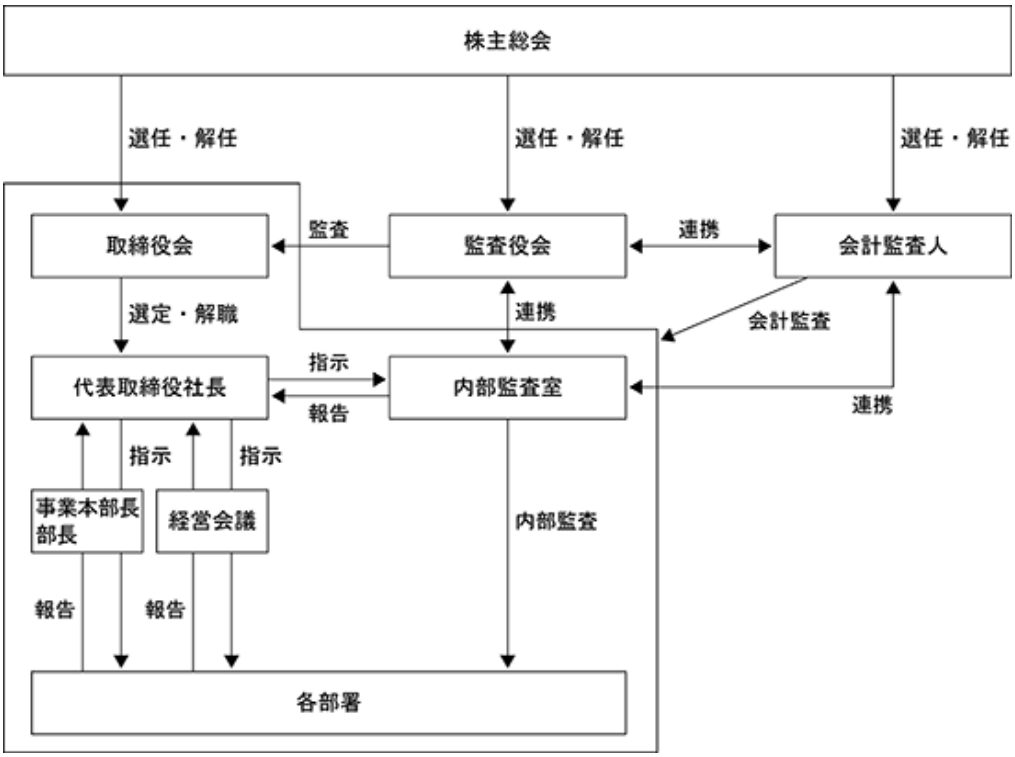
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

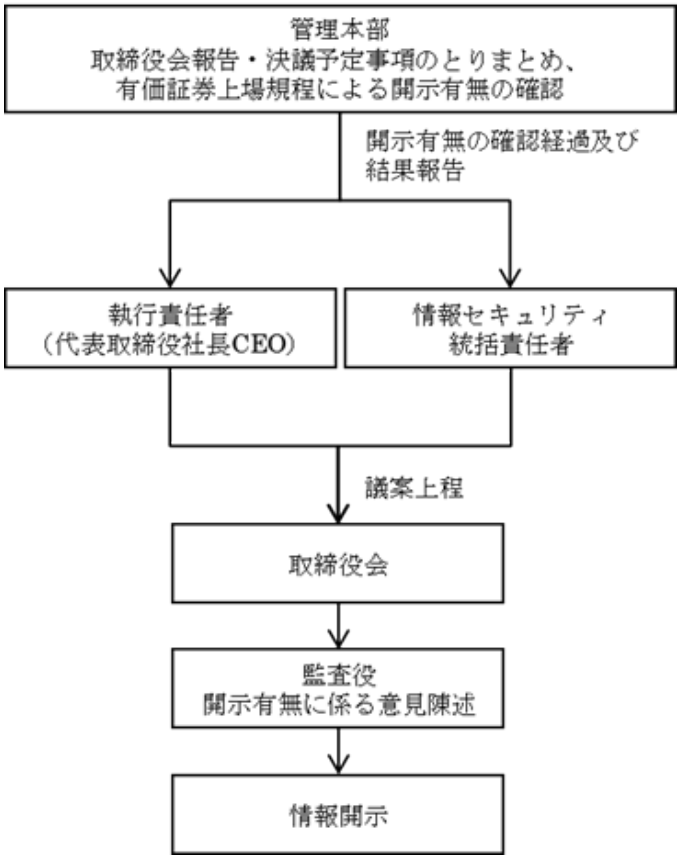
該当なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



【適時開示体制の概要】


管理本部
取締役会報告・決議予定事項のとりまとめ、
有価証券上場規程による開示有無の確認
開示有無の確認経過及び
結果報告
執行責任者
（代表取締役社長CEO）
情報セキュリティ
統括責任者
議案上程
取締役会
監査役
開示有無に係る意見陳述
情報開示